

**固定資産税
償却資産の申告について**

毎年1月1日現在、農業・漁業、会社や個人で工場・商店などを経営される方で、その事業に用いる機械・器具・備品等の償却資産をお持ちの方は、毎年1月31日（土・日、祝日の場合は翌開庁日）までに市町村長に申告することが義務づけられています。（地方税法383条）

※事業を廃止・休業された場合も申告は必要です。

なお、前年度以前から申告している方には、昨年申告した償却資産の明細と、申告書を12月下旬に送付します。今回が初めてとなる方は申告書を送付させていただきますので、ご連絡ください。

また、郵送で申告される場合で、受付印を押してある償却資産申告書（申告控）の返送を希望される方は、返信用切手を貼付した封筒を必ず同封してください。

ご不明な点、詳しい内容は、**税務課課税第2班**までお問い合わせください。

◎注意点

※固定資産税の償却資産は確定申告の減価償却とは別の申告となりません。

※申告書受付後、国税申告書（確定申告）等の調査により修正申告をしていただく場合がありますのでご注意ください。

■提出の期限
平成26年1月31日（金）

■提出先
税務課課税第2班
各総合支所・出張所

■問い合わせ

税務課 課税第2班
☎0820（74）1008

密輸に関する情報提供を！

門司税関では12月を『年末特別警戒期間』と定め、密輸の取り締まりおよび情報収集を強化します。

皆様から寄せられる「密輸に関する情報」が、密輸摘発の貴重な手掛かりとなります。不審な話や「うわさ」を耳にされたら、ご連絡をお願いいたします。

○密輸フリーダイヤル
☎0120（461）961

■問い合わせ

岩国税関支署
☎0827（21）7138

冬休み子ども50円バスを実施

将来的な路線バスの利用促進を図る取り組みとして、冬休みの長期休学期間における子ども一律50円運賃が実施されます。

◆対象期間

12月21日（土）～平成26年1月7日（火）

◆対象路線

防長交通(株)が運行する県内一般乗合路線
※高速バス、空港連絡バス、岩国市由宇町内の路線は除きます。

◆対象者

小学生以下の児童・幼児

◆運賃額

全区間一律で1乗車につき50円

※ただし1歳未満の小児は、無賃。1歳以上6歳未満の小児は、同伴する6歳以上の旅客1名につき1名無賃。

◆注意点

・障害者割引等、他の割引制度との併用はできません。
・運賃のお支払いは現金に限ります。バスカード、回数券でのお支払いはできません。

（例）平野から徳山まで行く場合

- ・周防平野～大島駅前 50円
- ・大島駅前～柳井駅前 50円
- ・柳井駅前～徳山駅前 50円

合計150円で到着

◆問い合わせ 防長交通(株)平生営業所

☎0820（56）5100

町内で工事を実施する場合は届出が必要です

周防大島町には、古墳、城跡、集落跡などの遺跡が、過去の調査で判っているだけで90箇所あります。これらの場所を、文化財保護法では「周知の埋蔵文化財包蔵地」と規定し、保存・保護を図っています。

こうしたことから、周防大島町内で土木・建築工事（個人住宅を含む）を実施する場合は、文化財保護法に基づく届出が必要となります。

町内で土木・建築工事等を計画されている方は、計画地が「周知の埋蔵文化財包蔵地」に該当するかどうか、周防大島町教育委員会社会教育課まで照会してください。

◆問い合わせ

社会教育課 ☎0820（78）2205



※逗子南遺跡から出土した須恵器